

## 平成 26 年 3 月期決算の留意事項

平成 26 年 3 月期に適用される会計の主な改正項目をまとめました。具体的な内容は割愛しますので、確認用にお使いください。

ただし、以下の内容は公認会計士あるいは監査法人による監査が法定される大会社が対象です。

### ① 改正退職給付会計基準の公表

企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表されました。次の内容です。

- イ 未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の処理方法の見直し
- ロ 退職給付債務・勤務費用の計算方法の見直し
- ハ 開示の拡充等

適用に関しては、以下のように 2 段階で予定されています。

#### 《第 1 段階》

原則、平成 25 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の**年度末に係る財務諸表から適用**されます。

- ・未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の処理方法の見直し(当面の間、連結財務諸表のみに適用)
- ・開示の拡充
- ・長期期待運用収益の考え方の明確化
- ・名称等の変更(当面の間、連結財務諸表のみに適用)

#### 《第 2 段階》

原則、平成 26 年 4 月 1 日以後開始する事業年度の**期首から適用**されます。

- ・退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し
- ・複数事業主制度の定め等

### ② 会社計算規則の改正を受けて経団連のひな型の改正

平成 26 年 3 月期から改正退職給付会計基準が適用されることを受け、「会社計算規則」が改正されています。これを受けて、「ひな型」の修正が行われました。

### ③ 特別目的会社に関する会計基準の改正

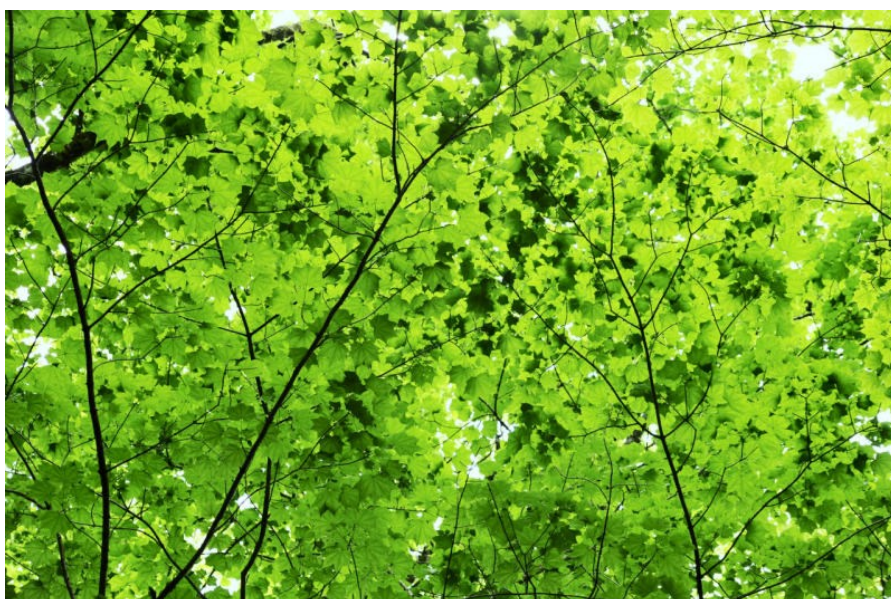
企業会計基準第 22 号「連結財務諸表に関する会計基準」、企業会計基準適用指針第 15 号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」、企業会計基準適用指針第 22 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」、実務対応報告第 20 号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」の 4 つの会計基準等が改正されました。

### ④ 有価証券報告書における単体開示の簡素化

連結財務諸表を作成している会社を主たる対象として、個別財務諸表の本表（貸借対照表、損益計算書及び株主資本変動計算書）について、会社法の要求水準に合わせるために新たな様式で作成することができるように、財務諸表等規則が改正されています。

注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容について、次のような改正もあります。

- イ 連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目について、財務諸表における開示を免除する（例：リース取引に関する注記）
- ロ 会社法の計算書類と開示水準が大きくなる項目について会社法の開示水準に合わせる（例：偶発債務の注記）
- ハ 上記イ、ロ以外の項目については、有用性等を斟酌した上で従来どおりの開示が必要か否かについて検討し、財務諸表における開示を免除する（例：主な資産及び負債の内容）、非財務情報として開示する（例：配当制限の注記）



#### ⑤ ESOP実務対応報告の公表

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 30 号)が公表されました。

本実務対応報告では、「従業員への福利厚生を目的」として、**従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引及び受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引**の 2 つの取引を対象として、それぞれの会計処理及び開示の取扱いが示されています。

#### ⑥ 企業結合基準の改正

「企業結合に関する会計基準」(改正企業会計基準第 21 号)及び関連する改正企業会計基準等が公表されました。

主な改正項目は次のとおりです。

- イ **非支配株主持分**(少数株主持分)の取扱い
- ロ 取得関連費用の取扱い
- ハ 暫定的な会計処理の確定の取扱い

原則として、平成 27 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されます。

#### ⑦ 平成 26 年度税制改正と税効果会計への影響

平成 26 年 3 月 31 日付けで平成 26 年度税制改正の関係法令が公布され、その中で**復興法人特別税の 1 年前倒し廃止**と**地方法人課税の偏在是正**が規定されました。

繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使われる法定実行税率は、改正税法が当該決算日までに公布されており将来の適用税率が確定している場合には、改正後の税率を使用することになるので注意が必要です。